

江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金

R8.4月～

補助対象業種	補助対象条件	補助対象経費	補助率	補助金交付回数
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業の中で主に研究開発を行う者又はその部署 ・ 情報サービス業 ・ インターネット付随サービス業 ・ ※映像・音声・文字情報作成業務 ・ 学術・開発研究機関 ・ ※広告業 ・ ※デザイン業 ・ コールセンター業 ・ その他市長が特に認めるもの <p>(※は、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る)</p>	<p>新たに市内にサテライトオフィス等の事業所を開設する者又は「お試しサテライトオフィス」等を市内において実験的に事業を実施する者</p> <p>※ただし、補助対象経費(1)(2)(3)に対する補助を受けるには、次のいずれにも該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所開設に伴い新規に常勤労働者を1名以上雇用する者(市外既存事業所から市内転入者を含む) 2 事業所改札後、3年以上事業継続を行うこと 3 市内に開設した事業所に常時勤務する者が配置されること 	<p>(1) 建物改修経費 ※空き家、空き公共施設、空き店舗等の改修</p>	<p>(1)及び(2)の合計経費の1/2 1,500千円限度</p>	<p>※事業を開始した後に1回限り交付する</p>
		<p>(2) 情報通信システム導入経費</p>		
		<p>(3) 備品及び機器設備等の購入費</p>	<p>(3)の経費の1/2 500千円限度</p>	<p>※補助金交付対象期間は事業を開始した月の翌月から起算して36ヶ月間とする(原則、年度毎)</p>
		<p>(4) オフィス賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)</p>	<p>(4)～(7)に係る合計経費の1/2 1,000千円限度</p>	
		<p>(5) 住居賃借料 (敷金・礼金・共益費を除く)</p>		
		<p>(6) 車両リース料 ※業務に必要な車両</p>		
		<p>(7) 通信回線使用料</p>		